

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

令和3年7月9日

中部経済産業局長 畠山 一成 殿

春日井市長 伊藤 太 ㊟

平成30年6月15日付けで同意を受け、令和3年6月3日付けで変更の同意を受けた導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第50条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 変更事項

導入促進基本計画の以下の事項

- 1 先端設備等の導入の促進の目標
 - (2) 目標
 - (3) 労働生産性に関する目標
- 2 先端設備等の種類

2 変更事項の内容

- 1 先端設備等の導入の促進の目標

(2) 目標

導入促進基本計画の根拠法が中小企業等経営強化法に改正されたことを踏まえ、「生産性向上特別措置法第37条第1項」から「中小企業等経営強化法第49条第1項」に変更する。

(3) 労働生産性に関する目標

導入促進基本計画の根拠法が中小企業等経営強化法に改正されたことを踏まえ、「導入促進指針」から「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に変更する。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備の根拠省令が中小企業等経営強化法施行規則に改正されたことを踏まえ、「経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項」から「中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項」に変更する。

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

春日井市は、人口 311,293 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）であり、内訳としては 15 歳未満 43,621 人（14.0%）、15～64 歳の生産年齢人口が 188,917 人（60.7%）、65 歳以上の高齢者人口が 78,755 人（25.3%）となっており、生産年齢人口は減少基調になっている。

春日井市の産業構造は、産業大分類別構成比では、愛知県とほぼ同様の構成であり、製造業に関しては愛知県に比べて突出した業種がなく、バランス良く多様な業種が分布しており、多様な業種が春日井市の経済・雇用を支えている。

また、産業活動による生産（付加価値額）は 9,496 億円となっている。また、分配される所得総額は 11,281 億円で、生産÷分配で算出される地域経済循環率は 84.2% となっており、所得の約 16%を市外から獲得している状況となっている。

中小企業者の実態について、中小企業をはじめとした市内企業に今年 1 月に実施したアンケートの回答から、人手不足の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

春日井市では、中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性の向上を図り、県内で最も設備投資が活発な自治体になるため、年 30 件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

春日井市の産業は、1（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等で説明したとおり、多様な業種が分布しており、多様な業種が春日井市の経済・雇用を支えている。このため、これらの多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必

要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

春日井市の産業は、4箇所の工業団地を始め、広域で発展しており、春日井市都市計画マスタープランにおいても、6箇所の産業誘導ゾーンを指定しており、今後も幅広い事業者の立地を支援するよう計画している。

このため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

春日井市では、製造業、サービス業を始め多様な業種が地域の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。